

緊急事態宣言の解除に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

ゆりかもめでは、定期乗車券・回数乗車券の取扱いにつきまして、下記の対応を行います。

記

1. 対象となるお客様

- (1) 新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、通学先の学校(小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等に限る。)が休校となったため、通学定期乗車券の払戻しを希望されるお客様 **(2020年2月28日が有効期間に含まれている場合に限りです。)**
- (2) 2020年4月7日(火)に発令された緊急事態宣言に伴い、定期乗車券(大学生等の通学定期乗車券を含む。)の払戻しを希望されるお客様 **(2020年4月7日から2020年5月25日の全部又は一部が有効期間に含まれている場合に限りです。)**
- (3) 2020年4月7日(火)に発令された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券の払戻しを希望されるお客様 **(2020年4月7日から2020年5月25日の全部又は一部が有効期間に含まれている場合に限りです。)**

2. 払戻しについて

(1) 払戻しの計算方法

① 前項(1)に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年2月28日(金)をお申し出日といたします。ただし、2020年2月29日(土)以降にご使用**(定期区間外のチャージでの利用含む)**された場合は最終使用日をお申し出日として所定の計算※1により払戻しいたします。

注：1か月以上有効期間が残っている場合又は定期券の有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限りです。

注：通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

注：払戻しが済むまでご使用にならないようお願いいたします。ゆりかもめの各駅から定期券発売所へお越しの際は、対象の定期券は使用せず、普通乗車券または別のIC乗車券をご使用ください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。※1

② 前項(2)に該当するお客様及び①以外のお客様

- 2020年4月7日(火)以前に有効開始となる定期乗車券の場合は、2020年4月7日(火)をお申し出日といたします。ただし、2020年4月8日(水)以降にご使用**(定期区間外のチャージでの利用含む)**された場合は、最終使用日をお申し出日として所定の計算※1により払戻しいたします。

- 2020年4月8日(水)以降に有効開始となる定期乗車券の場合は、最終使用日(定期区間外のチャージでの利用含む)をお申し出日として所定の計算※1より払戻しいたします。なお、未使用の場合、有効開始日の前日をお申し出日として所定の計算※1により払戻しいたします。

注: 1か月以上有効期間が残っている場合又は定期乗車券の有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限ります。

注: 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

注: 払戻しが済むまでご使用にならないようお願いいたします。ゆりかもめの各駅から定期券発売所へお越しの際は、対象の定期券は使用せず、普通乗車券または別の IC 乗車券をご使用ください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。※1

③ 前項(3)に該当するお客様

2020年4月7日(火)以降を有効期間に含む回数乗車券の場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして所定の計算※2により払戻しいたします。

注: 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

注: ゆりかもめの各駅から払戻し取扱い駅へお越しの際は、対象の回数乗車券は使用せず、普通乗車券または別の IC 乗車券をご使用ください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。※1(定期乗車券を発売している駅(新橋駅及び豊洲駅)までの取扱い)と同じお取扱いを致します。

(2) 払戻し可能期間

緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例)2020年5月6日(水)に緊急事態措置が終了した場合は、2021年5月6日(木)までとなります。

- **払戻し可能期間は緊急事態措置終了日の翌日から1年間となります。また、払戻し可能期間内であれば払戻額に変わりありません。混雑防止にご理解ご協力をお願いいたします。**

3. 払戻し取扱い駅

(1) 定期乗車券

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の定期券発売所

営業時間 8:00~20:00

(2) 回数乗車券

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の駅事務室

(3) ご注意いただきたいこと

- ・休校になった時点で使用していた通学定期乗車券をご持参ください。
- ・学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。
- ・定期乗車を券払戻しの際は、ご本人様であることを確認できるもの(免許証・パスポート・保険証・学生証など)をお持ちください。
- ・ゆりかもめの各駅から払戻し取扱い駅へお越しの際は、対象の定期乗車券・回数券は使用せず、普通乗車券または別の IC 乗車券をご使用ください。購入後、乗車分の運賃を払戻しいたします。※1

※ 詳しくは、ゆりかもめのホームページをご参照ください。

※1 定期乗車券に関するページ

<https://www.yurikamome.co.jp/ticket/about/regular.html>

※2 回数乗車券に関するページ

<https://www.yurikamome.co.jp/ticket/about/many.html>

4. 新年度の通学定期券の購入について

(1) 対象となるお客さま

① 臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期限延長の事務手続きが完了していないお客様

② 臨時休校決定の理由により、旧通学定期券の払戻しをしているお客様

(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

(2) 発売方法

通学証明書等の有効期限が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度からの有効な通学定期乗車券を発売いたします。(旧通学定期乗車券または旧年度の通学証明書等に記載のある区間と同区間に限ります。)

(3) 発売駅

ゆりかもめ新橋駅・豊洲駅の定期券発売所

営業時間 8:00~20:00

(4) ご注意いただきたいこと

新入学生及び中高一貫校や付属校等の場合であっても、通学区分が変更(中学生から高校生への進級等)となる場合は、今回のお取扱いの対象外となります。入学先の学校が発行する新年度の通学証明書をご準備ください。

以上